

意見書案第1号

共謀罪の創設に反対する意見書

上記の意見書案を別紙のとおり提出します。

平成29年5月16日

提出者	日進市議会議員	ごとう みき
”	日進市議会議員	島村 きよみ
”	日進市議会議員	山田 久美

提出先	衆議院議長	大島 理森 殿
	参議院議長	伊達 忠一 殿
	内閣総理大臣	安倍 晋三 殿
	法務大臣	金田 勝年 殿
	内閣官房長官	菅 義偉 殿

共謀罪の創設に反対する意見書

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を三年後に控え、政府はテロ行為を防止するため、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」に基づく国内法の整備が必要との理由から、「テロ等準備罪」（共謀罪）を新設する「組織的犯罪処罰法改正案」を今国会に提出した。

しかし現行法においてもテロ行為等の準備行為を処罰する規定は存在しており、「共謀罪」を必ず作らなければならないという政府の主張はあたらない。

また「共謀罪」については、一般市民が対象とならないよう犯罪の主体を「組織的犯罪集団」とし、対象となる罪を絞り込む、構成要件に準備行為を加えるなどの対応を図るとされているが、これについても様々な懸念があると指摘されている。

犯罪の主体について、政府見解は、正当な活動を行っていた団体であっても、その目的が犯罪を実行することに一変したと認められる場合には、「組織的犯罪集団」に当たり得るとしており、一般市民が取締りの対象になる可能性がある。

今回の共謀罪の創設は、国民の内心の自由に踏み込み、運動などを萎縮させ、監視社会が強まる恐れがある。

よって、本市議会は国に対し、共謀罪の創設を行わないことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年 月 日

愛知県日進市議会

衆議院議長	大島	埋森	殿
参議院議長	伊達	忠一	殿
内閣総理大臣	安倍	晋三	殿
法務大臣	金田	勝年	殿
内閣官房長官	菅	義偉	殿